

食品安全委員会第225回会合議事録

1. 日時 平成20年2月7日(木) 14:00～15:06

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目(④はポジティブリスト制度関連)

①EPN ②フェノキサニル ③フェントラザミド ④フェリムゾン

(厚生労働省からの説明)

・特定保健用食品「ポリフェノール茶」

(厚生労働省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・「ベンゾカイン」に関する意見・情報の募集について

・「鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全委員会の1月の運営について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長、玉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「EPN」、「フェノキサニル」、「フェントラザミド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 「フェリムゾン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 4 「ポリフェノール茶」（アサヒ飲料株式会社）に係る健康影響評価について
- 資料 2 - 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈ベンゾカイン〉
- 資料 2 - 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”、ポールセーバーSE/ST）〉
- 資料 3 食品安全委員会の 1 月の運営について（報告）
- 追加資料 1 食品による薬物中毒事案への対応について
- 追加資料 2 食品による薬物中毒事案について
- 追加資料 3 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について
- 追加資料 4 ハザード情報シート「メタミドホス」について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 225 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長、玉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会第 225 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 11 点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1 - 2 から資料 1 - 4 まで。

資料 2-1 及び資料 2-2 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。
資料 3 が「食品安全委員会の 1 月の運営について（報告）」でございます。

また、追加資料として、食品による薬物中毒事案に関する資料が 1 から 4 までございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働省から 2 月 5 日付けで農薬 4 品目、2 月 4 日付けで特定保健用食品 1 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。まず最初に農薬 4 品目について、厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしくお願いたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。

資料 1-2 と資料 1-3 に基づいて御説明をしたいと思います。

まず資料 1-2 からですが「『EPN』、『フェノキサニル』及び『フェントラザミド』の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

「経緯」でございますが、「EPN」については、本年の 1 月 18 日付けで農薬取締法に基づく適用拡大申請。魚介類に関する基準値設定の要請がございました。

「フェノキサニル」につきましては、1 月 18 日付け、「フェントラザミド」については、1 月 17 日付けでそれぞれ魚介類に関する基準値設定の要請がございました。

このためこれらの基準値設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず「EPN」でございますが、本薬は殺虫剤でございます。有機リン系の殺虫剤ということで、アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することによって作用するものでございます。

現在、稲、キャベツなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されています。

今回、かんしょへの適用拡大。それから、魚介類への残留基準値の設定要請がなされているものでございます。

国際的に見ますと、JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。この品目につきましては、食品安全委員会が設置されたときになります。食

品健康影響評価を依頼しておりまして、これにつきましては、平成 15 年 9 月 18 日付けと
いうことで、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会で行われました ADI の評価結果は妥
当との通知がなされております。

この結果を受けて、平成 16 年 2 月 25 日に残留基準値の告示がなされているものでござ
います。

次に「フェノキサニル」でございますが、本薬は殺菌剤でございますが、現在、稲に登
録がございます。米について、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されています。

今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされているものでございます。

国際的には毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

先ほど言い忘れましたが、殺菌剤ということで、作用機構としましては、いもち病菌の
メラニンの生合成経路において脱水素酵素を阻害することで、メラニンの合成を阻害し、
付着菌による侵入を阻害することで作用すると考えられているものでございます。

本薬につきましても、食品安全委員会発足時に食品健康影響評価を依頼しまして、平成
15 年 9 月に薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会で行われました ADI の評価結果は妥当
と考えられるとの通知がなされております。

この結果を受けまして、平成 16 年 2 月に残留基準の告示がなされているものでござい
ます。

次に「フェントラザミド」でございますが、本薬は除草剤ということでございまして、
植物の細胞分裂組織に作用する結果、成育を停止させ、枯死に至らしめると考えられてい
るものでございます。

現在、稲に登録がございまして、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されて
います。

今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされております。国際的には JMPR における毒
性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

本剤につきましても、平成 15 年 7 月に食品健康影響評価を依頼しまして、9 月に薬事・
食品衛生審議会、食品衛生分科会での ADI の評価結果は妥当と考えられるとの通知がなさ
れておりまして、この結果を受けて、平成 16 年 2 月に残留基準の告示がなされているもの
でございます。

次に資料 1 - 3 を御覧いただきたいと思っております。

「『フェリムゾン』の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評
価について」でございますが、「フェリムゾン」につきましては、本年の 1 月 24 日付けで

魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省から連絡がありました。

これに基づきまして、基準値設定の開始に当たりまして、食品安全基本法の第24条第1項に基づく評価依頼をお願いするものでございます。

なお、本剤につきまして、ポジティブリスト制度が導入された際に暫定基準値が設定されておりまして、これらについても必要な資料が収集できましたので、第24条第1項の規定に基づく評価に併せ、第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価をお願いするものでございます。

この「フェリムゾン」でございますが、本薬は殺菌剤ということで、いもち病菌の発芽管の伸長、それから付着形成、菌糸成育、及び孢子気泳性を強く阻害する作用があるというものでございます。現在、稲に登録がございまして、お米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。

今回、魚介類への残留基準の設定が予定されております。

国際的にはJMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に、新たな基準が設定されておるものでございます。

以上、資料1-1と1-2ということで、これらの品目につきましては、食品安全委員会での食品健康影響評価の結果を受けました後、薬事・食品衛生審議会においてこれらの食品中への残留値の設定等について検討することとしております。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

○小泉委員 今の説明された4種類の農薬ですが、国際基準がすべて設定されていない。諸外国で使用されているんでしょうか。

○國枝基準審査課長 まず最初に「EPN」ですが、これにつきましては、米国のデュポン社で開発されまして、日本では住友化学で販売しているものですが、国内以外には韓国、タイなどで認められて使われておると聞いております。

「フェノキサニル」でございますが、これは日本農薬とアメリカン・サイアナミッドの共同開発ということで、我が国以外では中国、韓国、フィリピンなどの東南アジアを中心とした国で使われていると聞いております。

それから「フェントラザミド」でございますが、これは日本バイオアグロケムというこ

とで開発されたものでございまして、韓国、マレーシア、フィリピンなどの東南アジアなどで使われておるものでございます。

それから「フェリムゾン」ですが、これは住友化学で開発されておりました、我が国以外では韓国、台湾で使用されていると聞いております。

○小泉委員 分かりました。

○見上委員長 よろしいですか。外にございせんか。よろしいですか。

それでは、農薬4品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。國枝基準審査課長どうもありがとうございました。

次に玉川新開発食品保健対策室長から「ポリフェノール茶」について説明をよろしく願います。

○玉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の玉川でございます。よろしく願います。

それでは、資料1-4「『ポリフェノール茶』（アサヒ飲料株式会社）に係る健康影響評価について」に基づき御説明いたします。

「経緯」でございますが、本製品については、平成18年3月31日付けでアサヒ飲料株式会社より特定保健用食品の審査の申請があったところでございます。

薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会新開発食品評価調査会におきまして、これを審議いたしまして、了承されたということでございますので、今般、食品安全基本法第24条第1項に基づき食品健康影響評価を依頼するものでございます。

本製品の概要ですが、商品名はポリフェノール茶。

申請者はアサヒ飲料株式会社でございまして、食品の種類といたしましては、清涼飲料水でございます。

「関与成分」は、りんご由来のプロシアニジンでありまして、「特定の保健の用途」といたしましては、「体脂肪が気になる方に適する」というものでございます。

関与成分でございますが、りんごに含まれておりますポリフェノールの中の主要な成分でございまして、構造といたしましては、カテキン類の縮合重合体ということでございまして、構造式は図に示しているとおりでございます。

「作用機序」といたしましては、*in vitro*における試験、動物を用いた試験、ヒトにおきます試験におきまして、腸管内でのリパーゼ活性を阻害して、これによって脂肪の吸収阻害を行うということが考えられております。

「有効性」の方でございますが、肥満指数値が高目の健常成人92名を対象といたしまし

て、12週間の摂取を行いました無作為化二重盲検プラセボ対照並行群間比較試験におきまして、摂取前と比較して、体重、BMI、体脂肪、CT検査、この値が有意に低下いたしました。プラセボ群との群間比較では、CT検査値、具体的にはその面積でございますが、ここに有為な低下が見られたというものでございます。

今後の予定といたしましては、ここで結果が得られれば、薬事・食品衛生審議会の新開発食品調査部会において審議する予定としております。

説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○廣瀬委員 このポリフェノール茶というのは、普通のお茶にプロシアニジンを加えたということでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 お茶のエキス分とプロシアニジンと水等々を混ぜてつくっているというものでございます。

○廣瀬委員 りんごの味がするというわけでは全くないんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 りんごそのものの味ということではないようであります。

○廣瀬委員 そうすると、これは縮合していないカテキン類もかなり含まれているということですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 お茶のエキスについては、主として風味の点から入っていると聞いております。

○本間委員 この関与成分はお手元の資料ではどの範囲内のものなんでしょうか。何というか、風味物質として入れているというお話ですが、それは関与成分ではないですね。

○玉川新開発食品保健対策室長 茶の成分の方は関与成分ではございません。

○本間委員 入れている関与成分のプロシアニジンの由来について、一言、二言何か説明はないんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 関与成分の方は、まさにりんごから生成いたしました、りんご由来のポリフェノールでございますプロシアニジンというものが専ら関与成分ということでございます。

○本間委員 分かりました。

○長尾委員 12週間でそれなりの有意差が出ているようですが、こういうのはリバウンドとかいうのは知られているんですか。有意差が出たところでストップという感じなんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 そうしたデータというのは、報告はされておられません。

○長尾委員 分かりました。

○小泉委員 リパーゼ活性阻害による脂肪の吸収阻害と書いていますが、副作用として下痢とかは出ていないのでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 特に報告はされていないようであります。

○見上委員長 よろしいですか。

○小泉委員 はい。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、「ポリフェノール茶」につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。玉川室長、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。動物用医薬品2品目につきまして、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。

まず資料2-1でございます。評価書（案）の2ページをお開きいただきたいと思えます。

ベンゾカインでございますが、牛、羊、豚、馬の局所麻酔剤、それから魚介類に鎮静・麻酔剤として、使用されているものでございまして、「審議の経緯」に記載がございますように、2007年3月に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

内容につきましては、評価書（案）の4ページ以降に記載がされております。まず、4ページの「7. 使用目的および使用状況等」のところを御覧いただきたいと思えます。

ベンゾカインは局所麻酔薬ということでございます。このものはヒトに対する医薬品としても使用経験が長いものでございまして、ヒトに対して局所麻酔剤として用いられているものでございます。

また、動物に対しましては、牛、羊、豚、馬の局所、あるいは低用量持続硬膜外麻酔に用いられるというものでございます。

また、魚介類にも適用されているということで、主にサケの稚魚に対するワクチン摂取

時や魚類、アワビ等の選別時などのストレス軽減のために使用されるというものでございます。

日本国内でのベンゾカインの含有製剤につきまして、ヒトに対しては承認、使用をされておりますが、動物用医薬品としては使用されていないというものでございます。

このものにつきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、残留基準が設定をされているというものでございます。

「II. 安全性に係る知見の概要」につきましては、EMEA のレポート、あるいはオーストラリアの評価書などを基にいたしまして、毒性に関する主な知見が整理をされているということでございます。

5 ページには「1. 吸収・分布・代謝・排泄試験」の概要、成績がまとめられております。

6 ページから、魚類を用いました試験成績がまとめられております。

「1. 動脈内投与試験・1 (ニジマス)」の結果につきましては、7 ページの表 2 にございますように、動脈内投与をして 90 分後には検出限界以下になっているということで、排泄は速やかに行われるというものでございます。

7 ページからニジマスを用いました薬浴試験の成績がまとめられております。

表 3 は血漿中濃度の測定結果を示しておりますが、薬浴中止 2.5 分後にはかなり低くなるということで、排泄は早いということがお分かりいただけると思います。

また、8 ページに同じ薬浴試験の成績であります。可食部におけるベンゾカインの濃度の測定結果が出ております。

表 4 を御覧いただくと分かりますように、薬浴 24 時間後には定量限界未満という結果になっているところでございます。

9 ページに「(6) 残留試験 (ニジマスおよびオオクチバス)」の成績が出ております。これもやはり筋肉中の残留のベンゾカインの濃度が測定されておりますが、表 6 を御覧になっていただくとお分かりになるとと思いますが、8 時間後には対照と同じくらいの測定値になっているということで、いずれにしましても、ベンゾカインの排泄につきまして、速やかに行われるというところでございます。

10 ページ「2. 急性毒性試験」でございますが、このものにつきましては、ヒトにおける使用経験が長い、古くから用いられているということで、毒性試験の成績はかなり限定的でございます。幾つかの動物につきまして、LD₅₀値が算出をされておりますが、毒性の方は余り強い方ではないと考えられるということでございます。

10 ページの下の方には「3. ヒトにおける知見」がまとめられております。局所麻酔薬として 50 年以上使用されているということでございます。副作用の方でございますが、過敏性というものも多く報告をされているようでございます。

特徴的なものとしては、メトヘモグロビン血症がこのものの副作用として報告があります。特に幼児ですが、そういう報告があるということでございます。

11 ページの「4. その他の知見」には、海外における評価についてまとめられております。EMEA ですが「限られた毒性学的データとヒトにおける影響しか得られていない」ということで、最終的に ADI を設定することができないとされております。

しかしながら、局所麻酔という限局した使用がされていること。あるいはヒトや動物用医薬品として安全に使用されてきた長い歴史を有していること。速やかに排出されることから、更にその他のデータの必要性はないであろうと考えているということでございます。

したがって、そこの「また」以下に記載されてございますように「1) ベンゾカインは個々の動物用に使用されるものであり、その頻度は低い 2) 投与された動物が使用后短時間のうちに食用屠殺されることは考えにくい 3) ベンゾカインは排泄が早いという理由から局所麻酔として使用される限りは MRL を設定する必要はない」という判断をしているところでございます。

APVMA におきましても、ほぼ同様の評価をしているようでございます。

専門調査会におきます最終的な評価につきましては、12 ページの「III. 食品健康影響評価」のところに記載をされております。

「ベンゾカインは十分な毒性試験結果が得られていないため、ADI の設定はできないが、ヒト用医薬品及び動物用医薬品としての長い歴史があり、体内での排泄が早いとされている」ということ。

- 1) 使用機会が限局している。
- 2) 投与後、短時間の食用屠殺は考えにくい。
- 3) 使用頻度が低い。

このようなことを勘案いたしまして、ベンゾカインについては適切に使用される限りにおいては、ヒトが食品を通じて継続的に摂取する可能性は事実上ないものと考えられるということございまして、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるという結論になっているところでございます。

続きまして資料 2-2 の方でございます。

評価書（案）の 2 ページのところを御覧いただきたいと思います。評価の対象品目でご

ざいますが、鶏のサルモネラ菌に対します不活化ワクチンということでございます。

「審議の経緯」に記載がございますけれども、2008年1月に農林水産大臣より製造販売承認に係る食品健康影響評価、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されているところでございます。

5ページ「I. 評価対象動物用医薬品の概要」に品目の概要がまとめられております。

「1. 主剤」でございますが、主剤はサルモネラ・エンテリティディス NT991株、それからサルモネラ・ティフィムリウム A724株であるということでございます。

「2. 効能・効果」といたしましては、そこに記載のように種鶏及び採卵鶏の腸管におけるサルモネラ菌の定着の軽減ということになっております。

「用法・用量」といたしましては、鶏の足の部分の筋肉に4から8週間間隔で2回注射するというところで、申請時点におきましては、処理後12週間は使用しないとされているものでございます。

「4. 添加剤等」についての記載がございます。本製剤1ボトルの中には、不活化後の総菌数といたしまして、総菌数 1×10^{12} 個以上が含まれているということでございます。

添加剤といたしましては、アジュバントとして水酸化アルミニウムゲル、不活化剤、あるいは保存剤としてホルマリン、pH調整剤としてトリスマレイン酸の緩衝食塩液というものが入っているというものでございます。

「II. 安全性に係る知見の概要」でございますが、まずはヒトに対する安全性でございますが、基本的には不活化をされているということでございまして、病原性を有しないということから、問題はないという評価になっております。

6ページで、アジュバントとして使用されております水酸化アルミニウムゲル、それから不活化剤、あるいは保存剤として使用されているホルマリンというものでございますが、いずれも過去に動物用の医薬品の添加剤として使用されているものでございますし、また、pH調整剤でありますトリスマレイン酸の緩衝食塩液もこの成分は動物用医薬品の添加剤として、これまで既に使われているものであるということから、基本的に安全性に問題はないという評価になってございます。

それから、本剤の鶏に対します安全性につきましては、6ページの中段以降にまとめられているところでございます。

安全性試験につきまして、白色レグホンをを用いた試験成績、これは常用量、あるいは10

倍量を用いて試験が行われております。一般状態、あるいは血液生化学検査の結果等につきましては、特に問題となるものはないということでございます。

ただ、注射部位につきましては、7 ページの一番上の行から少し記載がございます。

注射部位の病理組織学的検査におきまして、肉芽腫瘍病変、あるいは好酸性微細顆粒が常用量群の投与では 16 週後の注射部位にも散発的に認められている。

10 倍量になりますと、16 週まで、ほぼ全例に認められているということでございます。

ただ、調査会における評価としては、本製剤の局所障害性というものは、特に大きな問題ということではないだろうと判断をされているところでございます。

「(2) 臨床試験」は 2 つの農場におきまして、約 4,000 羽の鶏に対しまして、実施をされておりますが、特に安全性について大きな問題となるものは見つかっておりません。

そのようなことで、最終的に「III. 食品健康影響評価」でございますが、7 ページの下の方に記載がございます。最終的には当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるというふうな結果となっております。

ただし、申請時点で出されております休薬期間 12 週間というところにつきましては、このただし書きに記載がございますけれども、摂取 12 週後に組織学的検査において、中程度から軽度の肉芽腫瘍病変及び好酸性微細顆粒が認められているといったことから、軽微、あるいは消失することが認められている 16 週以降とすることが望ましいということで、この部分を附帯的な意見として添えて結果としているところでございます。

以上でございますが、さきの資料 2 - 1 のベンゾカイン及び本不活化ワクチンにつきましては、委員会終了後、3 月 7 日まで国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

○小泉委員 細かいことなのですが、評価書の表紙に「サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム」と続けて書いてあるんですが、これは 2 種類の菌種ですね。本来ならばエンテリティディスの後ろはカンマじゃないかと思うんですが、これは商品名なんですか。

○北條評価課長 これは農林水産省の告示がこういう記載になっているところで、そのまま記載をしているということでございます。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。それでは、本2件につきましては、意見、情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全委員会の1月の運営について」、事務局から報告願います。

○大久保総務課長 資料3に基づきまして、御報告申し上げます。

まず「1. 食品安全委員会の開催」状況でございます。

1月10日に開催されました第221回会合でございますが、(1)にございますように、記載の農薬1品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2)ですが、農薬専門調査会から報告されました記載の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでございます。

「(3) 食品健康影響評価」でございますが、表の記載の農薬3品目、動物用医薬品4品目、遺伝子組換え食品等1品目でございますが、この案件について検討いたしまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関へ通知いたしております。

(4)から(6)でございますが、「(4) 国際獣疫事務所(OIE)によるBSEステータス評価に関する我が国のコントについて」。

「(5) 牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて」。

「(6) BSEの感染源及び感染経路に関する調査について」。それぞれにつきまして、農林水産省から報告を受けております。

「(7) 平成20年度食品安全モニター募集(案)について」御説明申し上げます。

(8)、(9)でございますが、平成20年度の食品安全委員会予算(案)の概要及び組織・定員要求の結果、及び食品安全委員会12月の運営につきまして、それぞれ報告しております。

続きまして、1月17日開催の第222回会合の結果でございます。

(1)にございますとおり、記載の農薬5品目、動物用医薬品4品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

2ページ、(2)記載の調査会からの報告案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでございます。

「(3) 食品健康影響評価」でございますが、記載の農薬4品目につきまして検討しまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関へ通知しております。

「(4) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」でございますが、これにつきましては、ポツに書いてございますとおり、企画専門調査会において自ら評価案件

候補として選定しました食品中の鉛に関する食品健康影響評価につきまして、委員会としても適切であるとし、自ら評価として決定する前に意見交換会を実施することを決定したところでございます。

「（５）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等、12月分について報告しているところでございます。

続きまして、1月24日開催の第223回会合の結果でございます。

（１）にございますとおり、動物用医薬品専門調査会から報告されました記載の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでございます。

「（２）食品健康影響評価」でございますが、記載の案件につきまして、検討しまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知したところでございます。

1月31日開催の第224回会合の結果でございます。

（１）にございますとおり、記載の遺伝子組換え食品等2品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

また、（２）にございますとおり、記載の専門調査会から報告されました案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでございます。

3ページ「（３）食品健康影響評価」となっております。記載の添加物1品目、農薬1品目につきまして、検討しまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関へ通知しております。

「（４）牛の生理学的成熟度に関する追加報告」につきまして、農林水産省から報告を受けております。

また、「食品安全モニター」からの報告、12月分について報告しております。

「2 専門調査会の運営」でございます。以下は開催日の紹介のみとさせていただきます。

リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、第35回会合を1月18日に開催しております。

添加物専門調査会につきましては、第53回会合を1月15日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第34回幹事会を1月18日に、第18回総合評価第二部会を1月18日に、第13回確認評価第一部会を1月25日に、第11回確認評価第三部会を1月28日に開催しております。

4ページ、「（４）動物用医薬品専門調査会」でございます。第4回の確認評価部会を1月29日に、第87回会合を1月29日に、同じく第88回会合を1月29日に開催しており

ます。

化学物質・汚染部物質専門調査会につきましては、第2回の幹事会を1月16日に開催しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、第56回会合を1月21日に開催しております。

新開発食品専門調査会につきましては、第50回会合を1月30日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございます。

「(1) 意見交換会」となっておりますが、「1月26日に泉大臣と語る食品の安全」というテーマで群馬県前橋市で意見交換会を開催しております。

5ページ「(2) 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」につきましては、1月18日に神奈川県で開催しております。

(3) のリスクコミュニケーター育成講座につきましては、1月22日に愛知県、1月30日に三重県でそれぞれ開催しております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「その他」ですが、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 情報課の方から食品による薬物中毒事案の対応状況について御説明を申し上げたいと思います。

資料は追加資料の1から4まで用意いたしましたので、それに基づきまして御説明申し上げます。

まず追加資料1でございますが、これは前回1月31日の会合でもお示したものでございますが、31日の朝、関係閣僚による会合が行われまして、そのときに申し合わせが行われたものでございます。中身について、再度確認いただきますと「政府として一体的に取り組んでいくため、下記のとおり申し合わせる」ということでございます。

大きく柱は3つございまして、1つ目が「被害拡大の防止」。

2つ目が「原因の究明」。

3つ目が「再発防止策の検討」でございます。

「被害拡大の防止」についてでございますが、まず1つ目として、最重要課題ということで、関係機関で密接な連携を取りながら、現在、判明していることについて、広く国民に積極的な情報提供を行うということでございます。

2つ目が、国の関係機関等で窓口を設置して、問い合わせに対して迅速に情報提供が行えるようにするという内容でございます。

「2. 原因の究明」ということで、連携を図りながら、混入した経路の解明等原因の究明を図るということになっておりまして、海外製ということもあり、関係国の協力を求めるという内容でございます。

「3. 再発防止策の検討」でございますが、今回の事案についての各機関の対応について詳細に点検を行って、今後同様の事案の発生防止策の検討を進めるという内容になってございます。

「なお、局長級による会合を、事態の進展に応じて、今後随時開催する」となっておりまして、既に数回開催されております。

追加資料2でございますが、これは今回初めて御報告するものでございます。

2月1日以降、関係省庁の方で1日1回必ずその日に行ったことを取りまとめて整理をしようということございまして、この資料は昨日の夕刻に取りまとめたものでございます。第7報ということですが。

1ページ目が「事案の概要」ということで、示されております。御案内のとおりでございますが、確認をいたしますと、中国産の冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒と確定した患者数は10名ということで変化はございません。

ただ、問い合わせ等はたくさん来ておりまして、それらについて有機リン中毒かどうかということについてチェックを行うということが都道府県の段階で行われておりまして、それらの結果について、後ほど御説明しますが、表で整理されております。

否定された事案として、4,599名ということで報告されております。

「事案の概要」ということで、①から③まで、10名の方がそれぞれどういう状況だったかということが示されております。

まずは千葉県の第1事案ということで、昨年12月28日に千葉市の稲毛区で、2名の方が嘔吐等の健康被害を訴えられております。1名が入院したということでございますが、現在は退院をされている。

2つ目が千葉県の第2事案ということで、市川市の例でございますが、1月22日、5名

の方が健康被害を訴えておられまして、5名とも入院されました。うち1名が重篤で、4名が重症だということで、ここにも書いてありますが、重症の4名については快方に向かっているということでございます。

また、昨日のニュースでございますが、幸い重篤であった方も集中治療室から一般病棟に移られたということで快方に向かっておられるのではないかと思います。

3つ目が兵庫県の事案でございますが、1月5日、高砂市において発生した事例でございます。3名の方ということですが、3名とも入院していたが、1月25日までに退院をされているという状況でございます。

これらの事案についての政府の対応でございます。次のページからお願いいたします。時系列的に直近のものを先に示すという形になっておりますので、説明の時点で若干混乱するかもしれませんが、この資料に沿って御説明申し上げたいと思いますので、御了承をいただきたいと思います。

まず昨日の時点のことでございますが、中国との協議は進んでおります。中国との協議と、その後、会見が行われております。昨日の午後中国にお帰りになったということで、中国の訪日団のことでございます。

一方、日本からも後ほど出てまいります。2月4日時点で調査団を派遣してございまして、そちらの方は中国の当局と意見交換を行っているということでございます。

ポイントだけということで、下の方、2月5日の件ですが、内閣府の方で調査団との打合わせについて事務局が行っておりますので、ここに書いてございます。

2ページ一番下でございますが、食品安全委員会のホームページで、ジクロロボスについての概要を取りまとめ、直ちに掲載をいたしました。メタミドホスについても、科学的知見等を取りまとめたハザード情報シート、追加資料4でございますが、後ほどお示しますが、それを公開したいということでございます。

外務省、警察庁ということで、警察庁の方はこの日「3. 今後の対応（政府）」、2.でございますが、捜査会議を開催されました。兵庫県警及び千葉県警におきまして、中国冷凍ギョウザへの薬物混入による殺人未遂等容疑事件共同捜査本部という名前で設置をされて、共同捜査を開始されたということで報告がございました。

2月4日のところでございますが、その日、過去の話になりますが、穴があいているという話が警察庁の方から発表がありました。

4ページ「4. 文部科学省」の方の対応でございますが、被害の状況について逐一データをまとめておられますが、学校の方でも天洋食品製造の製品を提供した学校があったよう

でございますが、たまたまギョウザはなかったということで、幸い健康被害の報告はないということでございます。

2月3日、日曜日でございますが、食品安全委員会におきましても窓口を開けておりますし、関係府省の連絡会議にも参加をしたという対応を採っているところでございます。

2月2日土曜日、2月1日ということでございまして、5ページの下の方でございますが、1月31日で、各省庁対応しております。

6ページの上「②食品安全委員会」「(1)」となっておりますが、「食の安全ダイヤル」、「食品安全モニター」の対応についても素早く対応しているということで、報告をいたしました。

ポイントだけということで、7ページの方を御覧いただきますと、7ページが1月30日水曜日の時点でございます。この時点では関係省庁の局長会議、1月30日の深夜から1月31日の未明までですが、急遽会議をしまして、今後の対応を打ち合わせたということで、第一報を踏まえて直ちに行動をしているということでございます。

食品安全委員会におきましても、30日の夕刻、18時でございますが、ホームページの中にメタミドホスについての科学的情報の提供を開始しております。

9ページ、これらの経緯を踏まえ、あるいは原因究明の対応状況等を踏まえて、「今後の対応（政府）」ということで、政府全体のものを整理したものでございます。関係府省それぞれ並んでおりますが、食品安全委員会のところだけ御紹介をいたしますが、1.の②のところです。引き続き最新情報の提供、問い合わせへの対応を行わさせていただきたいと思っております。

また、事態の推移に応じまして、食品安全委員会から必要な科学的知見を提供することで積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

10ページ、先ほど政府全体で窓口を動かすということでございました。各省庁、土日も含めて窓口が動いておりますが、これは2月6日付けのその日の時点のものでございます。食品安全委員会にも11件、厚生労働省に42件という形での問い合わせ等がきているところでございます。

11ページ、細かい表で申し訳ございませんが、先ほど申しました被害の状況についての最新の情報でございます。2月6日の15時時点ということでございます。表の項目を見ていただきたいのですが、まず一番左側「有機リン中毒が確定した患者数」、先ほど御報告したとおり10名ということでございます。

その右が「有機リン中毒が疑われ、現在調査を行っている事例数」ということでござい

ます。これについては、新たに上がってきますと、「入院あり」、「入院なし」に区分されますが、それを精査して、有機リン中毒と関係がないようであれば、右の方に持っていくという整理をしている表でございます。先ほど御報告しましたように、有機リン中毒が否定されたという事例が 4,599 ございます。

内訳として「医療機関の受診あり」が 777、「医療機関の受診なし」が 1,702、「その他」が 2,120 ということで、「その他」の中には相談事例なども含まれていると聞いております。厚生労働省で整理された資料を御紹介いたしました。

最後の 12 ページですが、食品安全委員会の窓口であります「食の安全ダイヤル」における受付件数でございます。現在まで 41 件ということで、土曜日・日曜日も開けておりましたが、特に問い合わせはなかったというのが現状でございます。

追加資料 3 はホームページの概要でございます。既に御覧になっていただいているかもしれませんが、ホームページのトップページの一番下のところに、「重要なお知らせ」ということで、1 月 30 日がアップしたときということで、2 月 7 日にも更新をしているということでございます。

そこをクリックしていただきますと次の 2 ページになりますが、こういう形でメタミドホスとジクロロボスについての情報が得られるような形になっております。

下の方でございますが、ここに入れば関係府省の情報が得られるようにということで、関係機関のリンク貼りをしているということでございます。

追加資料 4 でございますが、先ほど御紹介をいたしました「メタミドホス」でございます。第一報の時点では 1 枚紙の概要でございましたが、ある程度知見の蓄積もありましたので、いろいろな情報を整理いたしまして、「ハザード情報シート」という命名をいたしました。こういう形で広く国民に情報を伝えるという対応を採っているところでございます。

先週 31 日の会合におきまして、各委員からいろいろ御意見、御指導がありました。それに対する対応状況について簡単に御紹介いたしたいと思っております。

順不同でございますが、まず、小泉委員の方から製品の回収、早い段階での情報提供、こういうものがあれば被害の拡大等をもっと防げたのではないかという御意見でございます。

これについては、早速厚生労働省の担当部局にお伝えをいたしまして、今後原因究明なり再発防止策のときに参考にさせていただくことになろうかと思っております。

続きまして、本間委員の方からは、被害拡大防止のため、国民に回収対象が分かるよう

な形で情報提供すべきではないという御示唆をいただきました。

先ほども申し合わせの中で御説明いたしましたように、被害拡大防止というのが最も緊急的に大事ということでございまして、政府の方でも回収対象がそれぞれの機関のホームページで分かるようにしたということに加え、各企業の方でもホームページを充実されておりますので、現在ではそういうことがほとんど分かるような状況になっているのではないかと思います。

次に畑江委員の方から、早期に原因を明らかにし、被害拡大防止のため最大限の努力をするように関係省庁にお願いしたいというお話でございました。これについては、申し合わせ事項にも明らかにしてありますように、原因究明というのは政府一体で取り組むということでございまして、これから重要な課題になってくると思います。

また、先ほど御紹介しましたように、中国にも調査団を派遣して状況を確認しているというところでございます。

廣瀬委員の方から、今のことも関連いたしますが、在京の中国大使館を通じて調査を依頼しているということであるが、担当官を中国に派遣し、現地調査を行う等により早期の原因究明に努めるべきではないかというお話がございました。

先ほど申しましたが、2月4日に現地に派遣をいたしまして、当局と打合せをするとともに、昨日の情報では工場の方にも行って作業の動線を確認するなどの調査を行っております。今後、これらの調査データを詳細に分析いたしまして、原因究明なり再発防止に役立てていくという形になるかと思えます。

最後に見上委員長の方からは、情報収集に努めるとともに、国民に対して情報提供を行っていただきたいというお話がございました。先ほど御紹介したとおり、それぞれの化学物質についてできるだけ詳細な情報を広く国民にお伝えするような努力を続けているところでございます。

私の方からの報告は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

○小泉委員 1つは、「被害拡大の防止」のところで、まず積極的に情報提供を行うとありますが、その前にこれに限らず迅速に情報収集をするということは非常に大切だと思うので、具体的にそれをどうするかということなんです。それに関しては、参考資料2の9ページの「再発防止策の検討」のところで、情報収集するとか、点検するとか、いろいろ書いていますが、具体的に一体どのように情報収集をして、どういう対策を採るのかとい

うことをお聞きしたいんです。

というのは、前回も申しましたが、1月5日に高砂市民病院の医師が化学性の食中毒で、しかも有機リン剤の中毒であろうということで保健所に通報すると同時に、事件性も考えて警察にも届け出たようですが、その時点で保健所が重大性に気付いていない。やはり一般の通常の市販されている食品を介して起こった食中毒ということであれば、もう少し危機感を持って、外にも販売されているわけですから、そういう罹患ということがあるのではないかという感覚で、すぐさま厚生労働省に届け出るなり何かからの対応をしていれば、こういう不安による4,599名にも及ぶ患者も出なかったのではないかと思います。

そういったことで、市民病院の第一線で1月5日に即報告した医師の能力というのは私は非常に高く評価するんですが、この中で化学物質、しかも有機リン剤中毒の疑いというところまで診断しているわけですから、今後は保健所とか分析機関とも連携して、素早い対応をしていただければと思います。

それから、もう一つは、全く症状がなかったということで、同じ追加資料2の11ページの表ですが、「医療機関の受診あり」というのが777名おります。その人について、すべて有機リン中毒が否定されたとありますが、何日後に診察して、どういう所見をもって否定できたのかどうか。もし、その患者さんを診察した場合は、日が経っていれば血液検査しても分かりませんかでしょうし、しかも、本人の自覚症状のみで判断するわけですから、否定するという事は私は難しいと思うんです。

ですから、全く有機リン中毒が否定された事例と言い切れるのかどうか、その辺は厚生労働省がどう判断したのか聞きたいところです。

○酒井情報・緊急時対応課長 今、お尋ねの点につきましては、おっしゃるとおり厚生労働省で整理する事案でございますので、私の方から厚生労働省にお願いをして、分かりました情報についてはお伝えをするということにしたいと思います。

ただ、原因究明、再発防止策につきましては、恐らく政府全体で検討する重要な課題ということで、国会の方でも随分議論になっていると伺っておりますので、そういった対応が採られるものだろうと考えております。

○小泉委員 これは私見なんですけど、起こってからの話ですが、こういった危害情報というのは、第一線で診るのは医師なんです。医師には医師会に入っている人が大部分ですし、医師会というところはいろんな情報、副作用情報とか感染症情報とか、非常に素早い対応があり、あっと言う間に回ってくるわけですので、やはり保健所を通してやると二重、三重の手間、回路を回ると、なかなか情報収集に時間が掛かるので、私はやはり医師

会と厚生労働省がもっと連携を密にして、危害情報、これは危ないという感覚があれば、医師会から即通報していただくというようなネットワークが必要ではないかと思います。私個人の意見です。

○酒井情報・緊急時対応課長 今の点に関しましては、厚生労働省の方でも医師会に対して関連事例の通知の要請をしたということで、連携を密に図られるようにやっております。この報告書は、先ほどの追加資料2の6ページ、下から4行目辺り、「5. 厚生労働省」の「(3) 日本医師会に関連事例の通報を要請した」という形で通知も出されておりますし、相互に連携を密にやっておられるのではないかなと考えます。

○小泉委員 起こってからではなくて、今後密に連携していただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 厚生労働省にお伝えしておきます。

○見上委員長 外にございますか。

○本間委員 同じことを言うことになるが、食品安全委員会のできるものというのは、私たちのサイズから言って決まっていると言えそうかもしれないが、何事が起ころうとも粛々としてADIを決めているというのも、これは本当に必要なことだと思いますが、小人数とは言え、情報を解析する能力は持っている部分ではないかと思うんです。

そういう情報というのは、今、小泉委員が指摘するように官庁の業務の分担区分を通ってくるということになって、どうしても当方は最後の方に届いてくるというので、落ち着いた議論ができると言えそうかもしれませんが、この委員会の役目というのは、食品安全委員会ができた契機を考えれば、先端的な判断をできないか。あるいは情報をキャッチできないかということだと思うんです。

ですから、今、医師会からという直接情報というのは本当にそのとおりだと私は思います。しかし、実際にはこういう情報というのは、一番早いのはひそひそ話ですね。それも情報にするというわけにはいかないでしょうから、段々活字になってやってくる。活字のサイズが大きくなればなるほど古くなっていくということだと思うんですが、私らが忘れていくというか、ないのかなと思うのは、例えば企業関係の情報、企業はそれぞれ固有のあれを持っているというとらえ方もあると思うんですが、もう一つ、例えば業界の団体とか、そういうところで交わされている情報、そういうのは特に海外から入ってくる情報で、実際に起こってみると非常に早くからそういうものに接していたというのがよくあるんです。そういう情報を、もう少し範囲を拡大できないものかという希望があります。

もちろん、こういうお役所筋のしっかりとした情報というのは、しっかりとした判断ができるのかもしれませんが、やはり情報というのはもう一つは、判断する方々の個性、能

力ということもあるので、やはり何か食品安全委員会のもう一つの役割は情報をもう少し早くキャッチできないかということ、私は個人としてお願いしたいと思っております。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

本件につきましては、先週の食品安全委員会においても報告していただいたところですが、その際、各委員の御指摘につきましては、ただ今事務局からリスク管理機関に伝えたとのこと。その御指摘につきまして、先ほど事務局から報告がありましたように、リスク管理機関において、対応をされているようです。

本件につきましては、現在も原因究明が進められているところですが、健康被害も生じ、国民の間に食品の安全性に関する不安が増大していると考えております。政府として、一体的に取り組んでいることが重要であると考えますので、食品安全委員会としても、関係機関との連携を密に、迅速な情報収集に努めるとともに、委員、専門委員の協力も得て、科学的知見の充実を図り、正確な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それでは、外に議事はございませんか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 225 回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、2月14日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日8日金曜日14時から、企画専門調査会が公開で開催。

来週12日の火曜日14からは、農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございます。これで終了いたします。